

令和5年第4回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月27日(木)午後2時～
2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室
3. 出席委員

1番 藤本 尚人	12番 都築 吉弘
2番 谷 富廣	13番 田中 耕治
3番 大久保 孝雄	14番 藤原 和夫
4番 原田 政憲	15番 長浦 勝幸
6番 蔭山 勝利	16番 安達 英雄
7番 河野 弘彦	18番 松家 安信
9番 河野 耕八郎	19番 村上 一好
10番 小田 一夫	
11番 櫻間 芳幸	

4. 欠席委員

5番 藤原 昌樹	8番 尾方 隆子
17番 藤岡 由信	

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第19号 非農地証明願について
- 第5 議案第20号 令和5年度第1期農用地利用集積計画について(諮問)
- 第6 議案第21号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

## 7. 会議の概要

	開会 午後2時00分
事務局長	<p>委員の皆様、こんにちは。皆様さまにおかれましては、ご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議開催前に、事務局から申し上げます。会議中は、携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今より、令和5年 第4回 美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、5番・藤原委員さん、8番・尾方委員さん、17番・藤岡委員さんの3名です。</p> <p>只今の出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに、長浦会長から、ご挨拶をいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>各委員さんにおかれましては、公私ともに大変お忙しい中、「令和5年 第4回 農業委員会総会」に、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、委員の皆様ご承知のとおり、今回の総会審議より下限面積要件が廃止されることとなりました。この度の法改正は、耕作放棄地が増大する中において、農業意欲のある多様な人材の就農機会を後押しすることで、地域の農業を守っていこうという考えによるところでございます。</p> <p>委員の皆様方には、この点、御理解をいただきまして、ご審議をお願いしたいと思ひます。</p> <p>それでは、議事につきましては、日程どおり進めたいと思ひますが、スムーズな議事運営に、ご協力をお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が、総会の議長として議事を整理していただきますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座での進行とさせていただきます。日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、いつもの例により、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
一同	(異議なしの声)
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、11番・櫻間委員、12番・都築委員のお二人をお願いしたい</p>

	と思います。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	次に、日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。
事務局長	<p>議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今回、第3条申請は、10案件でございますが、これらの申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請地は、美馬町字宮前■■■■。地目は、田。面積は、1,377㎡であります。</p> <p>譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。</p> <p>耕作面積は、3,281㎡。通作距離は、1.2kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、すだちの栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、宮北コミュニティセンターの北東、約■■■■mに位置する農地であります。</p> <p>番号2です。</p> <p>申請地は、美馬町字宮前■■■■。地目は、すべて、畑。面積は、合わせて、412㎡であります。</p> <p>譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。</p> <p>この案件は、前回総会において、追認申請による宅地への転用許可を受けた農地の隣接農地となります。追認許可を受けた宅地に転居し、隣接する農地を合わせて買い受けるものです。通作距離は、0mで、稼働人員は1人となっています。農地取得後は、果樹及び季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、宮北コミュニティセンターの北東、約■■■■mに位置する農地であります。</p> <p>番号3です。</p> <p>申請地は、美馬町字前田■■■■、ほか2筆。地目は、すべて、畑。面積は、合わせて、2,054.21㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。</p>

耕作面積は、8,762㎡。通作距離は、200mで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。譲受人は、肉用牛を飼育しており、養畜のための採草地として利用します。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、中上集会所の西、約■■■■mに位置する農地であります。

番号4です。

申請地は、美馬町字ノツゴ■■■■。地目は、畑。面積は、181㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。

申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、8.4kmで、稼働人員は4人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧芝坂小学校の南東、約■■■■mに位置する農地であります。

2ページをお願いします。

番号5です。

申請地は、脇町野村字庚申西北■■■■。地目は、田。面積は、546㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。

耕作面積は、6,913㎡。通作距離は、500mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬警察署野村駐在所の北西、約■■■■mに位置する農地であります。

番号6です。

申請地は、脇町字小星■■■■。地目は、田。面積は、395㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。

耕作面積は、2,651㎡。通作距離は、100mで、稼働人員は3人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬市地域共生交流施設、小星ベースの北、約■■■■kmに位置する農地であります。

番号7です。

申請地は、脇町大字猪尻字西分■■■■。地目は、それぞれ、

畑。面積は、合わせて、305.57㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。

申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、10.5kmで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬市地域交流センターミライズの北東、約[REDACTED]mに位置する農地であります。

番号8です。

申請地は、脇町大字北庄字原[REDACTED]。地目は、畑。面積は、610㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。

耕作面積は、7,580㎡。通作距離は、1kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、麦の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、原集会所の東、約[REDACTED]mに位置する農地であります。

3ページをお願いします。

番号9です。

申請地は、脇町字拝原[REDACTED]。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて、1,322㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。

耕作面積は、11,613㎡。通作距離は、現在、6.3kmですが、申請地に隣接する居宅を買い受け転居を予定しております。稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、JA美馬本所の北、約[REDACTED]mに位置する農地であります。

番号10です。

申請地は、穴吹町穴吹字両地[REDACTED]。地目は、田。面積は、559㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。

耕作面積は、2,675㎡。通作距離は、100mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、JA美馬穴吹支所の東、約[REDACTED]mに位置す

	<p>る農地であります。</p> <p>以上、これらの10案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1から番号3は、1番・藤本委員さんお願いします。</p>
1番 藤本 尚人 委員	<p>1番・藤本です。4月23日に現地確認をして参りました。番号1の田については、現在、草木が茂っておりまして、長い間利用がされていない状況です。また、番号2の畑について、先ほど事務局が説明したとおり、先月、5条許可を承認した農地に隣接する住宅敷地内の農地であります。番号1・2ともに別段問題は無いと思われまます。番号3の畑についても、牧草を栽培するとのことで問題はございません。番号1から3の案件についてのご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号4は、14番 藤原委員さんお願いします。</p>
14番 藤原 和夫 委員	<p>14番・藤原です。4月21日に現地確認をして参りました。現地は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>の畑が袋地になっており、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>の畑を通らないと外に出られない状態であり、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>の畑は、荒らしておりまして、都会から帰ってきた人でありますので、別段問題はありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号5は、6番 蔭山委員さんお願いします。</p>
6番 蔭山 勝利 委員	<p>6番・蔭山です。4月24日に現地確認をして参りました。当該農地の隣で、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>は、もともと耕作をしております。当該農地を購入することによって、そこへの進入についてもしやすくなるということで別段問題はあります。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号6は、3番 大久保委員さんお願いします。</p>
3番 大久保孝雄 委員	<p>3番・大久保です。4月20日に現地確認をして参りました。譲受人の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>畑であります。作付けはしていませんが、維持管理はしております。今後、季節野菜を作付けするとのことで、別段問題はあります。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号7は、17番 藤岡委員さんですが、欠席ですので事務局に報告を求めます。</p>
事務局長	<p>藤岡委員より、現地確認いたしました。問題のあるところは、ございま</p>

	<p>せんでしたとのご報告を頂いております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 番号8は、9番 河野委員さんお願いします。</p>
9番 河野 耕八郎 委員	<p>9番 河野です。4月25日に現地確認をして参りました。申請地の周囲は、竹林になっており、耕作を熱心に行わないと竹林が侵入してくるような厳しい土地であります。譲受人は、除草機、トラクターなど巧みに使われますので、竹林の侵入ということは無く、非常に良い状態で農地の耕作及び管理ができると思われま。よろしくご審議の程お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 番号9は、7番 河野委員さんお願いします。</p>
7番 河野 弘彦 委員	<p>7番 河野です。昨日、現地確認をして参りました。譲受人の■■■さんは、■■■という高齢ですが、■■■においでる息子さんが、全面的にフォローするというので、現地ですいしよに確認させていただきました。別段問題無いと思ひますし、また、親子でリレーで土地を管理してくれるということ、ありがたいことだと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 番号10は、16番 安達委員さんお願いします。</p>
16番 安達 英雄 委員	<p>16番 安達です。4月23日に現地確認をして参りました。譲受人の住所地は、譲渡人の父親が所有していた土地で、宅地と農地、一括でという話しになっていたと思ひます。譲渡人は、県外におりますので、草刈りぐらいで耕作していない状態にあります。譲受人は、近くで建設業の傍ら野菜を中心に作付けするということでありま。適切な管理ができると思ひます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思ひます。今回の3条申請においては、議事参与の制限の対象者となる案件が、2件ございます。番号8が、7番 河野弘彦 委員、番号9が、9番 河野耕八郎 委員となります。そのため、一括して質疑等をお受けした後、議事参与の対象となる審議案件の採決を先に行い、その後、残りの8案件についての採決を行なう順番として、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、番号1から番号10までの案件につきまして、何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p>
	<p>(7番・河野委員 挙手)</p>
議長	<p>7番河野委員。</p>

7番 河野 弘彦 委員	すいません、2点お願いします。番号1の説明のところで、スダチの作付けをされるとのことですが、間違い無いでしょうか。
事務局長	スダチの作付けで間違いありません。
7番 河野 弘彦 委員	<p>スダチを作付けされるとのことですが、地目が田でありますので、田の上に果樹というのは、雀が来たり、止まり木になったりする場合があります。周辺に与える影響が、現地確認の上、無いと認められたらいいのですが、地目が、田ですので、田の上に永年作物もスダチを植えるということは、水田の役割が果たせなくなるのではないかと思います。今後の検討課題としていただきたいです。</p> <p>もう一点、番号5の件について、香川県の方が耕作されるということで、たぶん、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんは、拠点はこちらにあって、そこからの通昨距離が0.5キロだと思いますが、一応、将来残す資料として、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■■■■■■■</span>と書いているところの下に、拠点とする場所を記入していただけたら、今後、より正確な議事運営が図れるのではないかと思います。</p>
	(6番・蔭山委員 挙手)
議長	6番 蔭山委員、どうぞ。
6番 蔭山 勝利 委員	はい、ありがとうございます。番号5に関して、私が現地確認をさせていただいておりますし、この藤本さんもよく知っております。すぐ近くに、家のほうもありまして、そこに住んでおります。ずっと香川県と行き来をしている状況であります。よろしくをお願いします。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長。
事務局長	先ほどの河野委員からのご提案ですが、事務的などころでは、今後は、そういった補足説明を記載するよう対応させていただけたらと思います。以上です。
議長	他に何かご意見、ご質問ありませんか。
	(何も無し)
議長	<p>無いようです。</p> <p>それでは、先に、議事参与案件2件の採決を行いますので、7番、河野委員、9番 河野委員の退室を求めます。当該案件の審議が終了次第、再度入室をしていただきますので、よろしくをお願いします。小休します。</p>
	(7番、河野委員、9番 河野委員 退室)
議長	再会します。それでは、番号8、番号9の2案件について、お諮りいたします。許可することに、ご異議は、ございませんか。



委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと、認めます。 よって、番号8、番号9の2案件につきましては、許可することと決定いたします。7番 河野委員、9番 河野委員の入室を認めます。小休します。
	(7番、河野委員、9番 河野委員 入室)
議長	それでは、小休前に戻りまして、再開いたします。 続いて、残り8案件について、お諮りいたします。許可することに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと、認めます。よって、残り8案件につきましても、許可することと決定いたします。以上により、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請10案件、すべて許可することと、決定いたします。
議長	次に、日程第3 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
事務局長	議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、5案件の説明をさせていただきます。議案書の4ページをお願いいたします。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。  番号1です。 転用場所は、脇町字小星[ ]、[ ]。地目は、雑種地ですが、現況は、畑となっています。面積は、合わせて、6,916㎡であります。譲渡人は、[ ]。譲受人は、[ ] [ ]であります。 社会福祉施設の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、切り盛りを行ない、周囲には、L型コンクリート擁壁を設置します。施設は鉄骨造平屋建、建築面積2,019.11㎡であります。取水は、市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理した後、申請地、東側側に隣接する市道側溝へ放流します。なお、市監理課からは、同意を得ております。申請地は、美馬市地域共生交流施設、小星ベースの北西、約[ ]mに位置する農振農用地指定のない農地、白地となっております。農地区分は、第2種農地です。  番号2です。 転用場所は、脇町字白水道南[ ]。地目は、畑。面積は、40㎡

であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。

進入路の設置に伴う所有権移転による追認許可申請です。

申請地は、現在、隣接する土地、山林及び原野への進入路として利用されております。この度、譲受人が所有する宅地において、車を止めるスペースが不足し、駐車場の確保に苦慮していることを知り、隣接する山林・原野を申請地と合わせて、贈与することとなり、登記手続きを進めるにあたり、申請地である進入路が農地のままであったことを知り、今回の追認許可申請に至ったものです。譲渡人から、今後は、このようなことが無いように農地法を遵守致しますとの内容の始末書が提出されております。申請地は、岩倉中学校の北西、約[REDACTED]mに位置する農地で、農振農用地指定のない白地であり、農地区分は、2種農地と判断をされます。

番号3です。

転用場所は、脇町大字北庄字柴床[REDACTED]。地目は、田及び雑種地。詳細は、議案書記載のとおりです。

当申請は、徳島自動車道（脇町・美馬間）の四車線化に伴う橋梁架設工事に伴い、美馬市道を作業スペースとして利用するため、3年間の賃貸借契約により、当該農地を借り受けて迂回路として使用するための一時転用申請です。貸人は、[REDACTED]、[REDACTED]。借人は[REDACTED] [REDACTED]であります。造成計画として、盛土造成後、アスファルト舗装を行いません。雨水については、自然勾配により、既存の市道側溝へ排水します。申請地は、脇町小学校の北、約[REDACTED]mに位置する農地で、第2種農地と判断をされます。

番号4です。

転用場所は、脇町大字北庄字原[REDACTED]。地目は、田。面積は、763㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。

居宅の建築及び木工作业工房設置に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、表土を20センチ程度すき取り、碎石で埋戻し、現状地盤のまま整地します。周囲は、L型コンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造二階建、建築面積64.73㎡であります。また、譲受人は、[REDACTED]として[REDACTED]を行っており、自宅においても、木工作业を行う必要があることから、今回、作業工房として、コンテナハウス、建築面積36.59㎡を設置します。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理したのち、申請地の南側に隣接する脇町土地改良区管理の水路へ放流します。雨水も同

	<p>様とします。なお、脇町土地改良区から放流同意を得ております。申請地は、原集会所の南西、約■■■■mに位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号5です。</p> <p>転用場所は、穴吹町三島字舞中島■■■■、地目は、畑。面積は、1,156㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は■■■■であります。</p> <p>非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、除草後、不陸整正を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年3回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、美馬保健所の北西約■■■■mに位置する農振農用地指定外の白地であります。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法 第5条の規定による許可申請について、5案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、3番 大久保 委員さんお願いします。</p>
3番 大久保孝雄 委員	<p>3番 大久保です。4月20日に現地確認をして参りました。この物件は、身体障害者の施設でありまして、本体部分が築30年経っており、この度の新型コロナウイルス感染症で対応が困難であったということで、県、市等に協力を得ながら、増床をして、感染症対策をさせてもらうということです。</p> <p>そして、建てしだい、今ある本館については、改修して、これも感染症対策として使わせてもらうということです。以上のことを踏まえながら、何ら問題無いと思いますが、ご検討、ご審議、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号2は、6番 蔭山 委員さんお願いします。</p>
6番 蔭山 勝利 委員	<p>6番 蔭山です。4月24日に現地確認をして参りました。■■■■さんのお持ちの土地が袋地ということでして、当該農地を通らなければ、入っていけないというところで、■■■■さんが、不憫な思いをしている■■■■さんに対して、お譲りになるということでの今回の申請だと思います。始末書も出ておまして、■■■■さんも今後、農地の取扱いには気をつけますとおっしゃっていま</p>

	すし、事務局の説明のとおり、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。 番号3は、9番 河野 委員さんお願いします。
9番 河野 耕八郎 委員	9番 河野です。4月29日に現地確認をして参りました。大谷川沿いに位置する当該申請地ですが、高架橋がありまして、その拡張工事を[REDACTED]が行うということで、非常に大きな重機等を据え付けますので、どうしても、道を閉鎖するとのことで、迂回路が必要であるということです。 なお、転用が完了した際には、果樹園として原状回復するというので、しっかりと約束されておりますので、何ら問題無いと思います。よろしくご審議の程お願いします。
議長	ありがとうございました。 番号4は、17番 藤岡委員さんですが、欠席ですので事務局に報告を求めます。
事務局長	藤岡委員より、現地確認いたしました。問題のあるところは、ごいませんとのご報告を頂いております。以上です。
議長	ありがとうございました。 番号5は、2番 谷 委員さんお願いします。
2番 谷 富廣 委員	2番 谷です。4月24日に現地確認をして参りました。問題無いと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。 これから、討議に移らせて頂きたいと思っております。 今回の5条申請において、議事参与の制限の対象となる案件が1件ございます。そのため、その対象となる審議案件を、先にご審議いただきまして、その後7件の申請案件をご審議いただくという順番でよろしいでしょうか。
一同	(異議なしの声)
議長	それでは、番号4の案件につきまして、9番 河野委員が、議事参与の制限の対象者となりますので、9番 河野委員には退室を求めます。 当該案件の審議が終了次第、再度入室をしていただきますので、よろしくお願い致します。小休します。
	(9番 河野委員 退室)
議長	再開します。それでは、番号4の案件につきましての審議を行います。 何か、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
	(何ものなし)

議長	お諮りいたします。番号4の許可申請案件について「許可相当」とすることに、異議はございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議が、無いようです。 よって、番号4の申請案件につきましては、「許可相当」とすることといたします。9番・河野委員の入室を認めます。小休します。
	(9番 河野委員 入室)
議長	それでは、小休前に戻りまして、再開いたします。 残り4案件についての討議に移らせていただきたいと思います。何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
	(何もなし)
議長	ないようです。お諮りいたします。残り4案件の許可申請案件について、許可相当とすることに異議はございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議が、無いようです。よって、4案件につきましては、許可相当とすることと決定いたします。 以上、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請5案件につきましては、県へ許可相当とする意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第4 議案第19号 非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。
事務局長	それでは、議案第19号 非農地証明願、1件につきまして 説明をいたします。 議案書6ページをお願いします。 番号1です。 申請場所は、脇町大字北庄字柴床■■■■■。地目は、畑。面積は、686㎡です。申請者、■■■■■より非農地証明願が提出されました。 申請地は、平成5年頃から、申請者の配偶者により製材会社の資材置場として貸し付けが行われ、敷地全面に砕石が敷かれております。関係書類を基に、4月13日、9番、河野委員と事務局で現地確認をいたしました。申請農地は、脇町小学校の北、約■■■■■mに位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行による航空写真からも、当時から資材置場として利用されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であること、確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、

	支障がないと認められる土地であると判断されます。 非農地証明願につきましては、以上でございます。
議長	それでは、現地確認報告を求めます。 9番 河野 委員さんお願いします。
9番 河野 耕八郎 委員	9番 河野です。4月13日に現地確認をして参りました。事務局のほうから、事務局長さん、小島さんと確認いたしました。私自身、そこをよく通るのですが、製材会社の資材置場として認識しておりました。農地であるということをつゆ知らず、今日まで至っております。そこで、説明を受けて、ここが元農地であったということです。碎石が敷かれており、農地性が失われておりましたので、妥当ではなかろうかと思えます。以上、報告いたします。
議長	ご報告、ありがとうございました。 それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
	(7番 河野委員 挙手)
7番 河野 弘彦 委員	はい、7番河野です。この土地について、私も [REDACTED] と [REDACTED] をさせていただいており、調べたところ、6等地ということで、賦課金が課税されない受益地という位置づけということです。非農地証明願を出すときに、北岸用水と脇町土地改良区に脱退金を精算するよう、土地所有者に指導していただきたいのですが、よろしくお願いします。
	(事務局担当者 挙手)
議長	事務局、どうぞ。
事務局	当委員会としては、このことについて、指導する立場にありません。非農地証明願を出すときにお伝えはしておきます。
議長	7番 河野委員さん、事務局からの答弁でよろしいですか。
7番 河野 弘彦 委員	ありがとうございました。
議長	それでは、お諮りいたします。 非農地証明願について、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第19号 非農地証明願については、非農地証明書を発行する

	ことといたします。
議長	<p>次に、日程第5 議案第20号 令和5年度第1期美馬市農用地利用集積計画書について、でございます。このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用関係調整の結果、利用権認定等促進事業の実施が認められましたので、市長に要請するもので、これは諮問でございます。</p> <p>お手元にお渡しをしております資料のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の利用権設定面積は、13,138 m<sup>2</sup>、</li> <li>・更新の利用権設定面積は、15,461 m<sup>2</sup> です。</li> <li>・利用権設定筆数は、24 筆、</li> <li>・利用権を設定する件数、延べ 11 件、</li> <li>・利用権設定を受ける者・組織は、8 件 です。</li> </ul> <p>以上の計画は、18条第3項の、各要件を満たしております。</p> <p>ご意見ございますか。</p>
委員一同	(何もなし)
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>それでは、議案第20号 令和5年度 第1期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとして、よろしいか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。</p>
議長	次に、日程第6 議案第21号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局からの説明を求めます。
事務局長	<p>議案第21号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料は、各委員にお配りしております令和5年度最適化活動の目標の設定等について、ご覧ください。</p> <p>農業委員会等に関する法律第37条により、「農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、公表しなければならない。」と規定されておりますことから、令和5年度の最適化活動の目標設定を行うにあたり当委員会の意見を求めるものです。公表の方法としましては、市のホームページでの公表を予定しております。</p>

お手元の資料の1ページをご覧ください。

1としまして、「農業委員会の状況について」ですが、ここにある数値は、農林業センサス、農林課の調査・聞き取り、農業委員会調査により数値を出しております。2の農家・農地等の概要の市内の耕地面積欄については、国の令和4年「耕地及び作付面積統計」に基づき記載しております。

2ページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化の活動の目標」についてです。1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の現状及び課題については、現在の集積率は、農地面積、1,890haに対し、274haであることから、14.5%となっています。課題としては、前年計画同様に、「農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化等によって、耕作放棄地が増加している。また、相続等の諸問題による農地の不在地主も増加している。今後は、担い手農家の確保・育成が急務となっている」としております。

②の目標については、令和2年7月総会でご審議を頂き策定されております「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、目標数値が設定されておりますので、その数値に基づき記載しております。本市の指針では、農地の集積の目標年度を令和8年度までに、80%まで集積するという国の基準と同様の高い目標が定められていることから、今年度の新規集積面積が、過去の実績を上回る、309haと現実離れた数値となっております。最適化の指針は、委員の改選時期に合わせて、最適化の指針の検証・見直しを行なうものとなっておりますので、本年度の委員の改選による指針の見直しにおいて、県の目標数値等を参考に農地集積率を現実的な目標数値に見直しを行う必要があると考えております。

次に、(2)【遊休農地の解消、現状及び課題】については、昨年度、委員の皆様方に実施頂きました「農地利用状況調査」農地パトロールにおいて、取りまとめた数値を記載しております。課題としては、「少子・高齢化による担い手・後継者不足や不在地主の増加などにより、特に、中山間地域等の条件が不利な農地で遊休化が加速して進行している。」としております。こちらも、昨年度計画と同様の内容です。②の目標については、緑区分の遊休農地の解消については、緑区分面積の1/5の面積を記入となっておりますので、62haとしています。黄色区分の遊休農地の解消については、21haとしています。黄色区分解消のための策定方針は、「県・市担当部署・県農業開発公社と連携し、基盤整備事業の実施に向け、計画策定を行なっていく。」としています。イの新規発生遊休農地の解消については、31haとしております。

次に、(3)【新規参入の促進について】です。①の現状及び課題は、



	<p>農林課に聞き取りいたしました実績数値としております。課題としては、「新規参入者を広く募集するが、農業者の高齢化が進む中、後継者のいない農家世帯が増加していることにより、多くの参入者を募ることは困難である。今後も、このような状況が長期にわたり継続していくことが懸案事項となってくる。」としています。②の目標については、これまでの実績数値平均の1割を記入しています。</p> <p>次に、2の【最適化活動の活動目標】です。こちらは、(1) 毎月の活動日数の目標を6日以上といたしました。(2) の強化月間については、本年8月と来年1月を農地の集積の推進、本年10月を遊休農地の解消の取り組み強化といたしました。(3) 【新規参入相談会への参加目標】につきましては、昨年同様に、本年10月末、アスティとくしまで開催予定の徳島ビジネスチャレンジメッセ2023に参加し、就農相談等を実施する計画としております。</p> <p>議案第21号の説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(何ものなし)</p>
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>それでは、議案第21号 令和5年度最適化活動の目標の設定等については、原案どおり決定することとして、よろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、このことについては、原案どおり決定することといたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、令和5年 第4回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は、5月29日(月)午後2時からの開催予定です。</p> <p>本日は、大変お疲れさまでございました。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれ

その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。